

国民健康保険制度 (シリーズ国保②)

「国民皆保険制度」の根幹をなす国民健康保険について解説していくシリーズ国保。

今号では、国民健康保険の歳入の基本となる国民健康保険税(国保税)について、よく質問のある事項を中心に紹介します。

保険年金課 ☎66♦1172

Q 社会保険に加入している世帯主宛に納税通知書(納付書)が届くのはなぜですか？

A 国保の被保険者がいる世帯では、その世帯主が国保に加入していても、各種届出や国保税の納付義務者は世帯主となります。

※この場合、世帯主は国保税の計算には含まれません。

Q 国保に加入した場合、国保税額はいくらになりますか？

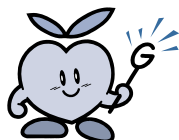
A 蒲郡市の国保税は所得割、資産割、均等割、平等割の4つに大別されます。前年の所得や所有する固定資産、国保に加入する方の人数などによって税額が変わってきますので、詳しくは保険年金課へお問い合わせください。

Q 国保の所得割に対する課税対象所得が、住民税のそれと違うのはなぜですか？

A 蒲郡市をはじめとする多くの自治体の国保税は住民税と異なり、扶養、社会保険料、生命保険料などの控除がありません。県内の一部の自治体では違う方式をとっているところもありますが、平成25年度からは法律の改正により蒲郡市と同じ方式で統一されます。

Q 昨年と国保税額が変わったのはどうして？

A さまざまな原因が考えられますが、比較的多いのは次のようなケースです。



(ケース1)
世帯員が加入する保険の異動があった場合

同一世帯内の方が社会保険から国保に加入したり、国保から後期高齢者医療保険に加入したりするなど保険の異動がある場合に国保税額が変わります。また、出生、死亡、転入など世帯構成員の異動がある場合も税額が変わります。

(ケース2)
所得に変化があった場合

2年前に比べて、所得が増える(減る)と、それに伴って国保税額も変わります。また、土地の譲渡などで所得があった場合も、税額に反映されます。

(ケース3)
資産に変化があった場合

住宅を新築した場合や、土地を相続するなど固定資産税額に変更があった場合、一部でも持分があれば国保税額が変わります。

Q 国保の通知書の中に介護分とあるのはなに？

A 介護保険は40歳以上の方が加入します。65歳以上の方を第1号被保険者といい、40歳以上65歳未満の方を第2号被保険

者といいます。このうち第2号被保険者は、40歳になったら国保税に介護保険税分を含めて納めることとなります。

Q 国保税率が上がっていると聞きました。

A 蒲郡市の国保税率(医療分・後期高齢者支援分)は、平成17年度に大きく改正(上げる)し、その後下げています。介護分(40歳から64歳の被保険者にかかる)については、平成23、24年度と上げています。



Q 国保税が納期限内に支払えないのですが。

A 国保は、加入者の皆さんに納めていただいた国保税が原資となって運営されています。そのため納付が滞る状態が続くと、有効期限の短い保険証となったり、最終的には、差押えなどの滞納処分を受けることとなります。

納期限内に納付が難しい場合は、随時納税相談を受け付けていますので、税務収納課(☎66♦117)へご連絡ください。